

多文化キッズコーディネーター設置支援補助金交付要綱

5 生都地第 499 号

令和 5 年 7 月 12 日

(目的)

第 1 この要綱は、区市町村が実施する、日本語を母語としない子供等とその保護者に対して支援を行う多文化キッズコーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）の設置事業に対し、その経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(通則)

第 2 コーディネーター設置事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号。以下「規則」という。）及び「多文化キッズコーディネーター設置支援補助金事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）」に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第 3 この補助金の対象となるコーディネーター設置事業（以下「設置事業」という。）は、実施要綱に基づき区市町村が実施する事業とする。

(補助対象経費)

第 4 補助対象経費は、区市町村がコーディネーターを設置するのに要する費用等のうち別表記載の費用に対するものとする。

(交付額の算定方法)

第 5

- (1) 補助金の交付額は、別表に定める設置事業対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除し、その合計額に、補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、その交付額は別表の上限額を超えないものとする。
- (2) 算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (3) 補助金は、原則、確定払とする。ただし申請者の希望により、補助金申請額のうち補助の対象となる経費の 7 割を上限として概算払ができるものとする。

(補助金の交付申請及び交付決定等)

第6

- (1) 区市町村長は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める日までに、補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添付して、知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、(1)による申請の内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、通知する。
- (3) 区市町村のうち、申請時に第5(3)の規定により補助金の概算払を希望し、(2)の通知をうけた者は、通知受領後速やかに概算払分請求書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の変更交付申請及び変更交付決定等）

第7

- (1) この補助金の交付の決定後、事業の変更等により申請の内容を変更する場合は、区市町村長が、補助金変更交付申請書（別記第3号様式）に必要な書類を添付して行うものとする。
- (2) 知事は、区市町村長から(1)による変更交付申請があったときは、変更交付申請書及び添付書類の内容を審査し、適当と認められる場合は、補助金の変更交付を決定するとともに、その結果を区市町村長に通知する。

（状況報告）

- 第8 区市町村長は、知事から設置事業の遂行に関して、報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

（実績報告）

- 第9 区市町村長は、この補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、当該交付決定に係る事業の実績について、実績報告書（別記第4号様式）により、別に定める日までに知事に報告するものとする。

（補助金の額の確定）

- 第10 知事は、第9の規定による実績報告をうけた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る設置事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、区市町村長に通知する。

（補助金概算払分の請求）

- 第11 区市町村のうち、第6の規定により補助金の概算払請求を行った者は、第10の

規定による通知受領後 14 日以内に概算払支払精算書(別記第5号様式)を提出しなければならない。

(是正のための措置)

第12 知事は、第8の規定による状況報告及び第9の規定による実績報告の審査の結果、この補助条件に適合しないと認められる場合は、区市町村長に、これに適合させるための措置を取るべきことを命じるものとする。

(交付決定の取消し等)

第13 知事は、区市町村長が次のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

なお、この規定は、第10の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他助成金の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号。以下「規則」という。)に基づく命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第14 知事は、区市町村長が次のいずれかに該当した場合は、期限を定めて当該部分に係る補助金の返還を命じるものとする。

- (1) 交付決定の全部又は一部が取り消されたとき。
- (2) 補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき。

(違約加算金)

第15 区市町村長は、第13の規定により、交付の決定の全部又は一部が取り消され、補助金を返還することとなったときは、その返還に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間について、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約 加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(延滞金)

第16 区市町村長は、第14の規定により補助金の返還を命じられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（間接補助の場合の条件）

第17

- (1) 区市町村が設置事業を行う団体等（以下「間接設置事業者」という。）に補助するときは、この要綱の定める条件と同等の条件を付さなければならない。
- (2) 区市町村が（1）により付した条件に基づき間接設置事業者を承認又は指示する場合には、設置事業者はあらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

（財産の管理等）

第18 補助事業者は、設置事業の収支に関する帳簿、証拠書類その他補助事業の実施の経過を明らかにするための書類等を備えるとともに、補助事業の終了後5年間、これを保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年7月 日から施行する。

別表

1 区分	2 補助額等	3 補助対象経費	4 補助率
人件費	補助額は、申込事業者当り 16,000 千円を上限とする。	給料及び職員手当等、補助対象事業の執行のために直接必要となるコーディネーターの給料等人件費相当額（給与として課税されない通勤費を除く。）	10／10